

社会福祉法人太田福祉記念会 太田訪問介護事業所重要事項説明書

〈平成29年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-984-3843(午前8時30分～午後5時00分)

※ただし、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は除く。

担 当 者 訪問介護員(サービス提供責任者) 田 中 和 子

2. 太田訪問介護事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類

事業所の名称	社会福祉法人太田福祉記念会太田訪問介護事業所
所在地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1
介護保険事業所番号	0770300440 (訪問型サービス事業所)
サービスを提供する地域	郡山市

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者 (太田指定居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員を兼務)	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名		1名	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
訪問介護員 (サービス提供責任者)	介護福祉士 社会福祉主事	1名		1名	訪問介護の利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行います。
訪問介護員 (1人はグリーンライフ小磯の施設員を兼務)	介護職員初任者	2名	2名	4名	訪問介護業務を行います。

※訪問介護・訪問型サービスに必要な職員数です。

【主な職種の職員体制】

職 種	勤 務 体 制 (平日)
介護職員	午前8時30分～午後5時00分 2名(常勤)

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(第2・4土曜日は除く。)
営業時間	午前8時30分～午後5時00分(土曜日は午前8時30分～午後1時00分)
定休日	第2・4土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)

3. 訪問型サービスの内容

①介護予防訪問介護相当サービス計画(以下、「介護予防訪問介護計画」という。)の立案	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿って介護予防訪問介護計画を作成します。
②介護	介護予防訪問介護計画に沿って下記の介護を行います。 (1)身体介護 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換等 (2)生活援助 買物、調理、掃除、洗濯等

4. 料 金

(1)基本料金

介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の介護保険適用の場合の自己負担額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	基本料金 (介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
1週に1回程度	11,680円	1,168円 2,336円
1週に2回程度	23,350円	2,335円 4,670円
1週に3回以上	37,040円	3,704円 7,408円

(※)利用者負担の割合 料金上段=1割 料金下段=2割

※上記の料金設定の基本料金の設定となる利用回数は、実際の利用回数ではなく、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに定められた目安の利用回数を基準とします。

※当事業所は厚生労働大臣が定める地域に所在しているため、特別地域訪問介護加算としての料金が加算されます。

太田訪問介護事業所小磯分室 特別地域訪問介護加算 基本料金の15%

※新規に介護予防訪問介護計画を作成し、初回利用日の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合(同行を含む。)は、初回加算として2,000円が加算されます。

※利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、介護予防訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者と理学療法士等が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による介護予防訪問介護計画を作成し理学療法士等と連携してサービス提供を行った場合は、初回のサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき生活機能向上連携加算として1,000円が加算されます。

※質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定を図っている場合は、介護職員処遇改善加算として上記料金に13.7%乗じた金額が加算されます。

(2) 訪問型サービス利用の中止

以下の事由に該当する場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、必要に応じ家族等又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

* 利用日の健康チェックの結果、体調が優れないと判断された場合

* 利用中に体調に変化があった場合

* 利用者又は家族等が、事業者及び職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(3) 光熱費

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

(4) お支払い方法

訪問型サービスの利用月ごとに請求をいたしますので、請求日より30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、現金又は銀行口座振込の2通りの中からご契約の際に選べます。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますとサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと、自己負担額(保険料の自己負担割合)を除く全額が払い戻されます(償還払い)。

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 窓口での現金支払い |
| 2. 下記指定口座への振込(振込手数料については振込者の負担となります。) |
| 金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金 1068672 |
| 名 義 社会福祉法人太田福祉記念会太田訪問介護事業所 |
| 所 長 菅 野 多美子 |

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申込みください。利用期間の決定後、契約を締結します。なお、利用の予約は1ヶ月前から受け付けします。

※介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼している場合は、事前に担当の介護予防支援業者とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

1 週間の予告期間を置き、文書での申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了します。この場合、その後の予約は無効になります。

*利用者が介護保険施設に入所した場合

*利用者が死亡した場合

*介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、要介護又は非該当(自立)と認定された場合(この場合予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。)

③ その他

利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、又は利用者が事業者や職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。又、やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 緊急時の対応方法

利用者の体調に変化等が発生した場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

7. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

事業対象又は要支援状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な訪問型サービスを提供し、利用者の心身機能の維持増

進並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ①提供する訪問型サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容にそったものとして
ます。
- ②利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問型サービスを提供します。
又、利用者及び家族等のニーズを的確に捉えた個別の介護予防訪問介護計画を作成いたします。
- ③関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。

8. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルにそって必要な措置を講ずる他、ご家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

9. 損害賠償

訪問型サービスの提供にともなう、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所苦情受付担当

苦情解決責任者 所 長 菅 野 多美子

苦情受付担当者 訪問介護員(サービス提供責任者) 田中和子 電話024-984-3843

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

(2) 苦情解決第三者委員

直接事業所に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申出下さい。

苦情解決第三者委員 伊 藤 清 郷 電話024-922-2215

齋 藤 ちづ子 電話024-984-4281

(3) その他

上記以外に、市町村等の苦情・相談窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

(介護保険サービスの苦情について) 福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040

(介護保険全般に関するお問い合わせ) 郡山市保健福祉部介護保険課 電話0120-65-3736

(介護予防・日常生活支援総合事業関係のお問い合わせ)

郡山市地域包括ケア推進課 電話024-924-3561

11. その他運営に関する重要事項

- (1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。
- (2) 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施しています。
- (3) この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

12. 当法人の概要

〈法人名称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会
〈代表者名〉 理事長 太田 宏
〈法人所在地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1
〈電話番号〉 024-994-0888
〈インターネット〉 URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | (5) 訪問介護事業 |
| (2) 短期入所生活介護事業 | (6) 通所介護事業 |
| (3) 地域支援・介護予防支援事業 | (7) ケアハウス事業 |
| (4) 居宅介護支援事業 | |

〈施設・事業所〉

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 2カ所 |
| (2) 短期入所生活介護事業所 | 2カ所 |
| (3) 地域包括支援センター | 1カ所 |
| (4) 居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| (5) 訪問介護事業所 | 1カ所 |
| (6) 通所介護事業所 | 3カ所 |
| (7) ケアハウス | 1カ所 |

訪問型サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

平成 年 月 日

〈 事業者 〉 所在地 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1

名称 社会福祉法人 太田福祉記念会
太田訪問介護事業所

代表者名 所長 菅野 多美子 印

〈 説明者 〉 職氏名 _____ 印

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問型サービスについて、重要事項の説明を受けました。

〈 利用申込者 〉 氏名 _____ 印

〈 家族・代理人 〉 氏名 _____ 印